

耐震改修促進計画について

■ 計画の目的と期間

広陵町耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、本町において、地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、町民の生命と財産の保護を図るため、県及び建築関係団体等が連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とします。

本計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 カ年とします。中間年度である令和 12 年度の進捗状況の点検を行い、必要に応じて改定等を行います。

■ 重点的に耐震化の促進を図る建築物

○昭和 56 年 5 月以前に建てられた既存建築物

①住宅（戸建て、共同住宅等）

②多数の者が利用する建築物等

- ・多数の者が利用する建築物
学校、病院、ホテル、事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物
- ・危険物の貯蔵場又は処理場
一定数量以上の危険物を貯蔵し又は処理する建築物
- ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある建築物や組積造の塀

③要緊急安全確認大規模建築物

病院、店舗など不特定多数の者が利用する建築物や小学校、老人ホームなど避難弱者の方が利用する建築物等のうち一定規模以上の大規模なもの（この建築物は耐震診断結果の報告義務あり）

※本町の対象建築物はすべて耐震診断結果報告済みかつ、耐震改修済み。

④要緊急安全確認大規模建築物

耐震診断の義務路線として県や町の耐震改修促進計画に位置づけられた道路沿道にあり、災害時に倒壊して道路を閉塞するおそれのある建築物及び県の耐震改修促進計画に位置づけられた避難所等の防災拠点建築物

※現時点では、本町の対象建築物はありません。

⑤公共建築物

■ そのほか耐震化の促進を図る建築物など

○平成 12 年 5 月 31 日までに建築された木造住宅

○多数の者が利用する建築物等に含まれない町有建築物

○居住空間内の安全対策

○エレベーター、エスカレーターの安全対策

○工作物等の安全対策

○大規模空間の天井崩落対策 など

想定される地震の規模と被害の状況

奈良県で想定される地震は、内陸型地震（奈良盆地東縁断層帯、生駒断層帯）と海溝型地震（東南海、南海）です。建物被害・人的被害とも内陸型地震において甚大となり、その被害の大半は、地震の「揺れ」（地震動）によるものです。地震の「揺れ」（地震動）により引き起こされる建物の倒壊を防ぐことが、地震による建物被害及び人的被害を軽減するためには不可欠です。

耐震化の現状と目標設定

■ 住宅

令和 7 年の固定資産台帳を用いて住宅の耐震化率を推計しました。その結果、令和 7 年の住宅の耐震化率は 83.2%です。

推計年	総戸数 (A)		新耐震基準 (B)	旧耐震基準 (C)	耐震性を満たす割合 県算出 (D)	耐震性有 (C)×(D)	耐震化率
	住宅全体						
令和 7 年	住宅全体	27,912	20,830	7,082	—	2,398	83.2%
	木造戸建	21,636	15,158	6,478	28.8%	1,866	78.7%
	その他	6,276	5,672	604	88.1%	532	98.9%

【住宅の耐震化の目標】

令和 12 年度までに 95%、令和 17 年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

■ 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等のうち、耐震診断が未実施の建築物は 6 棟あり、耐震性が不明です。今後、建築物の所有者等に耐震診断の実施をはたらきかけ、耐震化を促進します。

■ 多数の者が利用する町有建築物

多数の者が利用する建築物等の町有建築物は 21 棟あり、すべて耐震性を有しています。

耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

■ それぞれの役割

住宅・建築物の所有者等の役割

地震防災対策を自らの問題、地域の問題として捉え、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るため、耐震診断・耐震改修や建替え等に努め、自らの「生命・財産を守る」ことを基本とします。

町の役割

「町民の生命・財産を守る」こととし、本計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めることを基本とします。

県や建築関係団体等との連携を図り、効果的な普及啓発や補助事業等の施策検討・実施します。

建築関係団体の役割

住宅・建築物の耐震化に関する技術の向上・開発に努め、所有者が気軽に相談できる体制の構築に協力し、耐震診断、耐震改修や建替え等による耐震化の促進に寄与することを基本とします。

■ 耐震化を図る施策の基本方針

- ・本町の耐震化の現状や特性を踏まえて、効率的かつ効果的な取組を実施していきます。
- ・住宅・建築物の耐震化を促進するため、引き続き耐震診断・耐震改修等への助成を実施します。住宅については、広陵町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを作成し、毎年度、その進捗状況を評価するとともに、プログラムを見直し改善を図るなかで、耐震化を推進していきます。

耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための助成	
木造住宅の耐震診断	昭和 56 年5月以前の木造住宅の所有者からの申請により、耐震診断員を派遣する「既存木造住宅耐震診断支援事業」を引き続き実施します。
木造住宅の耐震改修	昭和 56 年5月以前の木造住宅の所有者が行う、耐震改修工事に要する費用に補助を行う「既存木造住宅耐震改修支援事業」を引き続き実施します。
安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	
相談体制の整備	「住宅無料相談窓口」や町のホームページ等で省エネ・耐震化・高齢者対応等のリフォームに関する幅広い住宅相談、情報提供を引き続き行います。
多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進	
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進	<p>緊急車両や相当多数の者の避難などの通行を確保すべき道路においては、沿道建築物が地震によって倒壊し、道路を閉塞することの無いよう耐震化の促進を図ります。</p> <p>【道路を閉塞させる住宅・建築物・組積造の塀】</p> <p>①前面道路幅員が12mを超える場合 幅員の1/2の高さを超える建築物</p> <p>②前面道路幅員が12m以下の場合 6mの高さを超える建築物</p> <p>③組積造の塀</p> <p>道路中央 1/2.5</p> <p>道路中心からの距離の1/2.5の高さ</p>
多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進	多数の者が利用する建築物等は、地震発生時に大きな被害をもたらす恐れがあることから、所有者に耐震化の重要性について普及・啓発に努め、耐震診断の実施を促します。
地震時の建築物の総合的な安全対策	
居住空間内の安全確保	居住空間の安全確保について、パンフレット等を活用して知識の普及に努めます。
工作物等の安全対策	耐震性が不十分なブロック塀等について、既存塀の改修も含め耐震性の向上の促進に努めます。

地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震診断及び耐震改修に関する情報提供の充実	
耐震診断・耐震改修の情報提供	耐震診断・耐震改修の実施が促進されるよう、町のホームページやパンフレットを活用し、技術的・制度的な情報提供の充実に努めます。
住宅の耐震化に係る普及啓発	
パンフレットの活用	「わが家の耐震診断ガイドブック」、「誰でもできる わが家の耐震診断」、「木造住宅耐震改修事例の紹介」等のパンフレットを活用し、建築物の耐震化等に関する啓発及び知識の普及に努めます。
リフォームにあわせた耐震改修の誘導	建築関係団体等と連携し、リフォームやバリアフリー改修、省エネ改修とあわせた耐震改修の実施を誘導します。
新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法の普及	昭和56年から平成12年までに建築された木造住宅について、耐震性能を検証する方法として「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」が国土交通省のホームページで公開されています。新耐震基準の木造住宅についても耐震性能の検証及び必要に応じて安全性の向上が適切になされるよう、周知を図ります。
地震防災マップの活用	
地震被害に対する意識啓発	地震による揺れやすさ等を表示した広陵町総合防災マップを活用し、関係部局とも連携して耐震イベントや展示を行うなど、普及啓発を引き続き実施します。
町内会や学校等との連携	
居住空間内の安全確保	県が行う自主防災会や町内会等への耐震技術者派遣や学校等での地域防災教育を通じて、住宅・建築物の耐震化やブロック塀の改善等の普及啓発に努めます。

広陵町

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1
 TEL：0745-55-1001 FAX：0745-55-1009
 ホームページ：<https://www.town.koryo.nara.jp/front.html>

